

平成24年定例第1回市議会会議録(第4日)

平成24年3月23日午前9時30分定例第1回市議会をみやま市役所議場に招集した。

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	田中	信之	11番	内野	英則
2番	野田	力	12番	小野	茂樹
3番	上津原	博	13番	中島	一博
4番	荒卷	隆伸	14番	坂口	孝文
5番	瀬口	健	15番	井手	敏夫
6番	川口	正宏	16番	宮本	五市
7番	坂田	仁	17番	牛嶋	利三
8番	近藤	新一	18番	河野	一昭
9番	梶山	忠男	19番	壇	康夫
10番	中尾	眞智子			

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	梶 嶋 修 一	議会事務局係長	甲 斐 佳代子
次 長	馬 場 洋 輝	書 記	柿 野 孝 博

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市 長	西 原 親	企画財政課長	吉 開 均
副 市 長	高 野 道 生	企画財政課長補佐 兼 財 政 係 長	坂 田 良 二
教 育 長	藤 原 喜 雄	契 約 検 査 課 長	石 橋 慎 二
監 査 委 員	平 井 常 雄	介 護 健 康 課 長	更 原 幸 秀
総 務 部 長	吉 開 忠 文	福 祉 事 務 所 長	坂 口 祐 二
市民生活部長	松 尾 俊 成	環 境 衛 生 課 長	梶 嶋 久 男
環境経済部長 兼農林水産課長	酒 井 聖	土 木 課 長	横 尾 健 一
建設都市部長 兼都市計画課長 兼下水道課長	小 宮 修 二	学 校 教 育 課 長	大 津 一 義
教 育 部 長 兼教育部総務課長	堀 勝 敏	教 育 部 指 導 室 長	馬 場 英 二
消 防 長	塚 本 哲 嘉	水 道 課 長	坂 梨 一 広
総 務 課 長	江 崎 昌 昭		

7. 付議事件は、次のとおりである。

- (1) 諸般の報告（一部事務組合の経過報告）
- (2) 議案第1号 みやま市政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 議案第2号 機構改革及び事務の整理等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定
について
- (4) 議案第3号 みやま市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- (5) 議案第4号 みやま市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- (6) 議案第5号 みやま市長及び副市長の給与等に関する条例及びみやま市教育委員会

教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- (7) 議案第6号 みやま市税条例の一部を改正する条例の制定について
- (8) 議案第7号 みやま市公民館設置条例の一部を改正する条例の制定について
- (9) 議案第8号 みやま市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について
- (10) 議案第9号 みやま市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及びみやま市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- (11) 議案第10号 みやま市高柳運動広場条例を廃止する条例の制定について
- (12) 議案第11号 みやま市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- (13) 議案第12号 みやま市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- (14) 議案第13号 みやま市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- (15) 議案第14号 みやま市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (16) 議案第15号 みやま市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- (17) 議案第16号 みやま市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- (18) 議案第17号 みやま市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- (19) 議案第18号 みやま市道路線の廃止について
- (20) 議案第19号 みやま市道路線の認定について
- (21) 議案第28号 平成24年度みやま市一般会計予算
- (22) 議案第29号 平成24年度みやま市国民健康保険事業特別会計予算
- (23) 議案第30号 平成24年度みやま市後期高齢者医療特別会計予算
- (24) 議案第31号 平成24年度みやま市介護保険事業特別会計予算
- (25) 議案第32号 平成24年度みやま市公共下水道事業特別会計予算
- (26) 議案第33号 平成24年度みやま市農業集落排水事業特別会計予算
- (27) 議案第34号 平成24年度みやま市生活排水処理事業特別会計予算
- (28) 議案第35号 平成24年度みやま市用地特別会計予算
- (29) 議案第36号 平成24年度みやま市水道事業会計予算
- (30) 陳情第1号 日本一ノーマライゼーション活動拠点確保に関する陳情書
- (31) 田中信之君に対する懲罰の件

(32) 閉会中の継続調査の申出について

(追加日程)

- (1) 発議第1号 みやま市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 発議第2号 東日本大震災での災害廃棄物の受け入れに関する努力を求める決議

午前9時31分 開議

○議長（壇 康夫君）

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 諸般の報告（一部事務組合の経過報告）

○議長（壇 康夫君）

日程第1. 諸般の報告。

東山老人ホーム組合議会の経過報告を求めます。8番近藤新一君。

○8番（近藤新一君）（登壇）

おはようございます。それでは、東山老人ホーム組合議会の報告を申し上げたいと思います。

当組合議会は、平成24年3月16日に平成24年第1回定例会を開催いたしました。

定例会に上程をされましたのは、平成24年度一般会計予算のみで、慎重審議の結果、全会一致で可決をいたしました。

平成24年度東山老人ホーム組合一般会計予算は、その総額を243,987千円とするものであります。

歳入の各市分担金は112,526千円で、みやま市の分担金は63,204千円でありまして、柳川市が49,322千円となっております。

楠寿園は、入所定員を85名といたしておりますけれども、実際に入所していらっしゃる人員は、十数年間約70名前後で推移をいたしております。定員に満たない状況が続いております。また、当組合と同種の施設運営をいたしておりますのは、筑後地区内ではうきは市にございます浮羽老人ホームのみであるとの報告もありました。

このような状況の中で、今後は民営化についての検討をしていくということの申し合わせを行ったところでございます。

簡単ですけども、報告を終わります。

以上です。ありがとうございました。

日程第2 議案第1号

○議長（壇 康夫君）

日程第2. 議案第1号 みやま市政治倫理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件については、総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。中尾総務文教常任委員会委員長。

○総務文教常任委員長（中尾眞智子君）（登壇）

おはようございます。それでは、総務文教常任委員会委員長報告をいたします。

議案第1号 みやま市政治倫理条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

総務文教常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月13日、吉開総務部長、江崎総務課長及び関係係長の出席を求め、委員会室において委員会を開催いたしました。

本議案は、資産等報告書の作成について、関係規定の整備を図るため、条例の一部を改正するものでございます。

改正の主な内容は、第5条の資産等報告書の記載事項について、有価証券の種類を金融商品取引法第2条に規定する有価証券の名称とし、あわせて額面金額については株券が商法の改正により、無額面の株券となっており、加えて資産等報告書に時価額を記載することとしており、額面金額を記載せずとも支障がないため、今回、削除するものであります。

また、税等の納付状況について、年金保険料及び介護保険料は、現行、「前年度」となっておりますが、納税証明書が「前年分」となっており、資産等報告書に記載された金額と納税証明書の金額が一致しない事例が見受けられたため、現行の「前年度」から「前年分」に改めるものでございます。

委員会では、慎重審議の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務文教常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（壇 康夫君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第1号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第1号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第1号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第1号 みやま市政治倫理条例の一部を改正する条例の制定については委員長の報告のとおり原案可決されました。

日程第3 議案第2号

○議長（壇 康夫君）

日程第3. 議案第2号 機構改革及び事務の整理等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第2号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第2号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（壇 康夫君）

起立多数です。よって、議案第2号 機構改革及び事務の整理等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第3号

○議長（壇 康夫君）

日程第4. 議案第3号 みやま市情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件については、総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。中尾総務文教常任委員会委員長。

○総務文教常任委員長（中尾眞智子君）（登壇）

それでは、総務文教常任委員会委員長報告をいたします。

議案第3号 みやま市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について、総務文教常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月13日、吉開総務部長、江崎総務課長及び関係係長の出席を求め、委員会室において委員会を開催いたしました。

本議案は、旧3町が合併し5年を経過した今日、現在までの経過の中で制度的な課題の解決、情報公開のさらなる推進を図るため、国の行政機関の保有する情報の公開に関する法律や近隣市等の状況を調査検討の結果、関係規定の整備を図る必要があると判断し、条例の一部を改正するものでございます。

改正の主な内容は、第5条の開示請求者について、行政活動等の広域化に伴い、市政に関心とかかわりを有する者について広く市民以外にも公文書の開示請求権を認める必要があると判断し、現行の「市内に住所を有する者」等と限定する規定を「何人も」開示請求できる規定に改めるもの。

次に、第16条の開示手数料等については、近隣市の複写手数料の状況を勘案し、さらなる情報公開制度の推進を図るため、複写手数料の額を改めるもの。

次に、情報公開の総合的な推進の一環として、市政において重要な役割を果たしている各種の審議会等の附属機関にこれに準ずる機関の会議について、市政運営や施策決定プロセスの透明性を高めるため、原則として公開する旨の規定を追加するもの。

また、本条例の附則において、みやま市手数料条例についても同様に所要の改定を行うものであります。

委員会では、慎重審議の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務文教常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（壇 康夫君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第3号の討論については、ただいまのところ通告があっていませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第3号を採決します。

本件に対する委員長報告は原案可決です。議案第3号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第3号 みやま市情報公開条例の一部を改正する条例の制定については委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第5 議案第4号

○議長（壇 康夫君）

日程第5．議案第4号 みやま市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件については、総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。中尾総務文教常任委員会委員長。

○総務文教常任委員長（中尾眞智子君）（登壇）

それでは、続きまして、議案第4号につきまして、総務文教常任委員長報告をいたします。

議案第4号 みやま市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、総務文教常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月13日、吉開総務部長、江崎総務課長及び関係係長の出席を求め、委員会室において委員会を開催いたしました。

本議案は、旧3町が合併し5年を経過した今日、現在までの経過の中で制度的な課題の解決、情報公開のさらなる推進を図るため、国の行政機関の保有する情報の公開に関する法律、個人情報の保護に関する法律、みやま市情報公開条例及び近隣市の条例等を調査検討の結果、関係規定の整備を図る必要があると判断し、条例の一部を改正するものでございます。

改正の主な内容は、まず市民の責務として、市民みずからがプライバシーを守ると同時に、他人のプライバシーを尊重するという認識のもとに、主体的に個人情報についての理解を深め、市とともに、この条例の目的を達成するよう協力を求める旨の規定を追加するもの。

次に、第7条の収集の制限、第8条の目的外利用及び外部提供の制限に関して、現行の規定では、個人情報の収集及び目的外利用等ができ得る範囲で限られており、今回の改正でこれらの行為を可とする例外規定の変更及び追加等を行うもの。

次に、開示請求に係る事項について、請求権者を「何人も」に改めるとともに、今まで情報公開条例には規定があり、個人情報保護条例にはなかった裁量的開示の規定を追加するほか、不開示情報の項目を新たに定めるもの。

次に、開示手数料につきましては、議案第3号のみやま市情報公開条例の一部を改正する条例と同様に見直しを行うもの。

このほか、開示処理に伴う個人情報の第三者保護に関する手続、不服申し立てに関する手続、事業に対する措置、苦情処理に関する規定等の追加、改正を行うものであります。

委員会では、慎重審議の結果、全会一致で原案どおり可決すべきと決しております。

以上、総務文教常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（壇 康夫君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第4号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第4号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第4号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第4号 みやま市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定については委員長の報告のとおり原案可決されました。

日程第6 議案第5号

○議長（壇 康夫君）

日程第6. 議案第5号 みやま市長及び副市長の給与等に関する条例及びみやま市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件については、総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。中尾総務文教常任委員会委員長。

○総務文教常任委員長（中尾眞智子君）（登壇）

続きます。議案第5号 みやま市長及び副市長の給与等に関する条例及びみやま市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務文教常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月13日、吉開総務部長、江崎総務課長及び関係係長の出席を求め、委員会室において委員会を開催いたしました。

本議案は、市長、副市長及び教育長の期末手当について、基準日以前6カ月以内の期間に

おける在任期間に応じた支給額とするため、条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容は、みやま市議会議員の期末手当と同様に、基準日以前の在職期間が6カ月間の場合の期間率は100分の100、5カ月以上6カ月未満の場合は100分の80、3カ月以上5カ月未満の場合は100分の60、3カ月未満の場合は100分の30とするものであります。

委員会では、慎重審議の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しております。

以上、総務文教常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（壇 康夫君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第5号の討論については、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第5号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第5号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第5号 みやま市長及び副市長の給与等に関する条例及びみやま市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定については委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第7 議案第6号

○議長（壇 康夫君）

日程第7. 議案第6号 みやま市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件については、厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

坂口厚生常任委員会委員長。

○厚生常任委員長（坂口孝文君）（登壇）

議案第6号 みやま市税条例の一部を改正する条例の制定について、厚生常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月14日に松尾市民生活部長、松藤税務課長及び関係係長に出席を求め、委員全員出席の中、委員会を開催いたしました。

本議案は、地方税法の改正に伴い、みやま市税条例の一部を改正するものです。

まず、個人住民税については、東日本大震災復興基本法に基づき、防災施策に要する財源のために個人住民税が市県民税合わせて1千円の加算、退職所得の所得割に係る10%税額控除を廃止するというものです。

また、たばこ税について、税率は同率ではあるが、県から市への税源移譲を行う税率改正を行い、法人事業税の改正による市の減収を調整できるものとなっています。

委員会では、慎重審議の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上、厚生常任委員会における審査の経過と結果の御報告を終わります。

○議長（壇 康夫君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第6号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第6号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第6号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第6号 みやま市税条例の一部を改正する条例の制定については委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第8 議案第7号

○議長（壇 康夫君）

日程第8. 議案第7号 みやま市公民館設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件については、総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。中尾総務文教常任委員会委員長。

○総務文教常任委員長（中尾眞智子君）（登壇）

それでは、総務文教常任委員会委員長報告をいたします。

議案第7号 みやま市公民館設置条例の一部を改正する条例の制定について、総務文教常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月13日、堀教育部長兼教育部総務課長、坂本生涯学習課長及び関係係長の出席を求め、委員会室におきまして委員会を開催いたしました。

本議案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第2次一括法の成立により、社会教育法が改正され、公民館運営審議会委員の委嘱に係る基準について、文部科学省令で定める基準を参酌し、条例で定めることとされたことに伴い、みやま市公民館設置条例に公民館運営審議会委員の委嘱基準を新たに規定するため、条例の一部を改正するものでございます。

委員会では、慎重審議の結果、全会一致で原案どおり可決すべきと決しております。

以上、総務文教常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（壇 康夫君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第7号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第7号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第7号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第7号 みやま市公民館設置条例の一部を改正する条例の制定については委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第9 議案第8号

○議長（壇 康夫君）

日程第9. 議案第8号 みやま市立図書館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件については、総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。中尾総務文教常任委員会委員長。

○総務文教常任委員長（中尾眞智子君）（登壇）

続きますして、御報告いたします。

議案第8号 みやま市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について、総務文教常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月13日、堀教育部長兼教育部総務課長、河野図書館長及び関係係長の出席を求め、委員会室において委員会を開催いたしました。

本議案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第2次一括法の成立により、図書館法が改正され、図書館協議会委員の任命に係る基準について、文部科学省令で定める基準を参酌し、条例で定めることとされたことに伴い、みやま市立図書館条例に図書館協議会委員の任命基準を新たに規定するため、条例の一部を改正するものでございます。

委員会では、慎重審議の結果、全会一致で原案どおり可決すべきと決しております。

以上、総務文教常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（壇 康夫君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第8号の討論については、ただいまのところ通告があつておりませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第8号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第8号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よつて、議案第8号 みやま市立図書館条例の一部を改正する条例の制定については委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第10 議案第9号

○議長（壇 康夫君）

日程第10. 議案第9号 みやま市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及びみやま市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件については、総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。中尾総務文教常任委員会委員長。

○総務文教常任委員長（中尾眞智子君）（登壇）

続きまして、報告させていただきます。

議案第9号 みやま市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及びみやま市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例の制定について、総務文教常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月13日、堀教育部長兼教育部総務課長、坂本生涯学習課長及び関係係長の出席を求め、委員会室において委員会を開催いたしました。

本議案は、昭和36年に制定されたスポーツ振興法が50年ぶりに全部改正され、スポーツ基本法が公布されたことに伴い、同法の規定により、「スポーツ振興審議会」が「スポーツ推進審議会」に、「体育指導委員」が「スポーツ推進委員」へと名称変更され、本市条例に規定されております当該名称の変更について、関係規定の整備を図る必要があることから、条例の一部を改正するものでございます。

委員会では、慎重審議の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しております。

以上、総務文教常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（壇 康夫君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第9号の討論については、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第9号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第9号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第9号 みやま市特別職の職員で非常勤のものの報酬

及び費用弁償に関する条例及びみやま市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例の制定については委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第11 議案第10号

○議長（壇 康夫君）

日程第11. 議案第10号 みやま市高柳運動広場条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

本件については、総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。中尾総務文教常任委員会委員長。

○総務文教常任委員長（中尾眞智子君）（登壇）

それでは、総務文教常任委員会委員長報告をいたします。これが最後でございます。

議案第10号 みやま市高柳運動広場条例を廃止する条例の制定について、総務文教常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月13日、堀教育部長兼教育部総務課長、坂本生涯学習課長及び関係係長の出席を求め、委員会室において委員会を開催いたしました。

本議案は、市有地であります高柳運動広場用地を行政財産から普通財政に切りかえることで、土地の有効活用を図るため、条例を廃止するものでございます。

委員会では、慎重審議の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しております。

以上、総務文教常任委員会における審査の経過と結果の御報告を終わります。

○議長（壇 康夫君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第10号の討論については、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第10号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第10号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第10号 みやま市高柳運動広場条例を廃止する条例の制定については委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第12 議案第11号

○議長（壇 康夫君）

日程第12. 議案第11号 みやま市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件については、厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。坂口厚生常任委員会委員長。

○厚生常任委員長（坂口孝文君）（登壇）

議案第11号 みやま市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、厚生常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月14日に松尾市民生活部長、更原介護健康課長及び関係係長に出席を求め、委員全員の出席の中、委員会を開催しました。

本議案は、第5期みやま市介護保険事業計画に基づいて、第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの介護保険料を定めるものです。

急速な高齢者の増加が見込まれる状況のもと、介護サービスの充実を図るため、保険料設定に当たっては、所得段階を新設、多段階とし、高所得者の負担能力に応じた応分の負担により、介護保険料基準額の上昇に配慮した設定とされています。

保険料基準額は、年額63,372円となり、その引き上げ額は6,408円で、引き上げ率を11.2%とするものとなっています。

委員会では、慎重審議の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上、厚生常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

○議長（壇 康夫君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第11号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第11号を採決します。

本件に対する委員長報告は原案可決です。議案第11号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第11号 みやま市介護保険条例の一部を改正する条例の制定については委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第13 議案第12号

○議長（壇 康夫君）

日程第13. 議案第12号 みやま市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件については、産業建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。瀬口産業建設常任委員会委員長。

○産業建設常任委員長（瀬口 健君）（登壇）

おはようございます。議案第12号 みやま市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月12日に小宮建設都市部長兼都市計画課長兼下水道課長、河野都市計画課都市計画係長に出席を求め、委員全員の出席のもと、委員会を開催いたしました。

本議案は、まず分譲地の開発による市街化区域内の岩津団地公園の維持管理の適正化を図る必要に伴い、この公園を街区公園に変更するものであります。

また、用途地域内の瀬高駅東公園及び瀬高中央公園夢広場の維持管理の適正化を図る必要に伴い、これらの公園を近隣公園に変更するものであります。

委員会では、慎重審議の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（壇 康夫君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第12号の討論については、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第12号の採決をします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。議案第12号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第12号 みやま市都市公園条例の一部を改正する条例の制定については委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第14 議案第13号

○議長（壇 康夫君）

日程第14. 議案第13号 みやま市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件については、産業建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。瀬口産業建設常任委員会委員長。

○産業建設常任委員長（瀬口 健君）（登壇）

では、議案第13号 みやま市公園条例の一部を改正する条例の制定について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月12日に小宮建設都市部長兼都市計画課長兼下水道課長、河野都市計画課都市計画係長に出席を求め、委員全員の出席のもと、委員会を開催いたしました。

本議案は、まず清水公園、女山史跡森林公園及び朝鮮松原公園の維持管理の適正化を図る必要に伴い、これらの公園を条例に追加するものであります。

また、分譲地の開発行為による下楠田香の江広場の供用開始に伴い、みやま市公園に追加するものであります。

委員会では、慎重審議の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（壇 康夫君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第13号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第13号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第13号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第13号 みやま市公園条例の一部を改正する条例の制定については委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第15 議案第14号

○議長（壇 康夫君）

日程第15. 議案第14号 みやま市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件については、厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
坂口厚生常任委員会委員長。

○厚生常任委員長（坂口孝文君）（登壇）

議案第14号 みやま市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、厚生常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月14日に小宮建設都市部長兼都市計画課長兼下水道課長及び河野下水道課長補佐、関係係長に出席を求め、委員全員の出席の中、委員会を開催いたしました。

本議案は、下水道法の改正に伴い、条例の一部を改正するもので、あらかじめ協議を行うことで事業計画を定めることができることとなったものです。

委員会では、慎重審議の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、厚生常任委員会における審査の経過と結果の御報告を終わります。

○議長（壇 康夫君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第14号の討論については、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第14号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第14号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第14号 みやま市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定については委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第16 議案第15号

○議長（壇 康夫君）

日程第16. 議案第15号 みやま市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件については、産業建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。瀬口産業建設常任委員会委員長。

○産業建設常任委員長（瀬口 健君）（登壇）

議案第15号 みやま市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月12日に小宮建設都市部長兼都市計画課長兼下水道課長、甲斐田都市計画課住宅係長に出席を求め、委員全員の出席のもと、委員会を開催いたしました。

本議案は、第1次の地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の成立により公営住宅法が改正され、同法施行令に定められております公営住宅の入居者基準の規定も一部変更されたため、本市の条例により、新たに基準を定めるものであります。

なお、本市では、人口増に向けた施策として、中学生以下の同居者がいる場合は市外からの申し込みも可能となるよう入居資格基準の緩和を独自に行うものであります。

委員会では、慎重審議の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（壇 康夫君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第15号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第15号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第15号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第15号 みやま市営住宅条例の一部を改正する条例の制定については委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第17 議案第16号

○議長（壇 康夫君）

日程第17. 議案第16号 みやま市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件については、厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。坂口厚生常任委員会委員長。

○厚生常任委員長（坂口孝文君）（登壇）

議案第16号 みやま市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について、厚生常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月14日に塚本消防長、北嶋消防本部総務課長及び関係係長に出席を求め、委員全員出席の中、委員会を開催いたしました。

今議案は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、浮き蓋付き特定屋外タンク貯蔵所に係る審査料が新たに設けられたため、条例の一部を改正するものとなっています。

なお、当みやま市においては、現在のところ、該当する基準の貯蔵所はありません。

委員会では、慎重審議の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、厚生常任委員会における審査の経過と結果の御報告を終わります。

○議長（壇 康夫君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第16号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第16号を採決します。

本件に対する委員長報告は原案可決です。議案第16号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第16号 みやま市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定については委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第18 議案第17号

○議長（壇 康夫君）

日程第18. 議案第17号 みやま市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件については、厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。坂口厚生常任委員会委員長。

○厚生常任委員長（坂口孝文君）（登壇）

議案第17号 みやま市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、厚生常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月14日に塚本消防長、北嶋消防本部総務課長及び関係係長に出席を求め、委員全員出席の中、委員会を開催いたしました。

本議案は、危険物の規制に関する政令の一部が改正されたことに伴い、これまで消防法令等の規制対象外であった炭酸ナトリウム過酸化水素付加物が消防法上の第1類の危険物に追加され、貯蔵、また取り扱う量によっては許可や届け出が必要になるため、条例の一部を改正するものです。

委員会では、慎重審議の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、厚生常任委員会における審査の経過と結果の御報告を終わります。

○議長（壇 康夫君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第17号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第17号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第17号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第17号 みやま市火災予防条例の一部を改正する条例の制定については委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第19 議案第18号

○議長（壇 康夫君）

日程第19. 議案第18号 みやま市道路線の廃止についてを議題とします。

本件については、産業建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。瀬口産業建設常任委員会委員長。

○産業建設常任委員長（瀬口 健君）（登壇）

議案第18号 みやま市道路線の廃止について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月12日に執行部当局の案内で市道及び国道の現地調査を行い、その後、委員会室において小宮建設都市部長兼都市計画課長兼下水道課長、横尾土木課長及び関係係長に出席を求め、委員全員の出席のもと、委員会を開催いたしたところでございます。

本議案は、道路法の規定に基づき、市道を廃止するためのものであります。

対象路線は3路線で、路線番号16、清水立山線は国道443号バイパス山川区間の整備に伴い、同区間の起点から終点までの現国道部分を市道認定するため、一たん廃止するものであります。

路線番号4076、大江一本木1号線は、行きどまりの道路であり、隣接する土地所有者が1名になったことにより、市道として管理する必要がなくなり、廃止するものであります。

路線番号5724、鍋谷線は、路線番号18、尾野河原内線の一部の区域変更を行うことにより、路線番号5724、鍋谷線がこれと重複するため、廃止するものであります。

委員会では、慎重審議の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（壇 康夫君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第18号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第18号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第18号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第18号 みやま市道路線の廃止については委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第20 議案第19号

○議長（壇 康夫君）

日程第20. 議案第19号 みやま市道路線の認定についてを議題とします。

本件については、産業建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。瀬口産業建設常任委員会委員長。

○産業建設常任委員長（瀬口 健君）（登壇）

議案第19号 みやま市道路線の認定について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月12日に執行部当局の案内で市道の現地調査を行い、その後、委員会室において小宮建設都市部長兼都市計画課長兼下水道課長、横尾土木課長及び関係係長に出席を求め、委員全員の出席のもと、委員会を開催いたしましたところでございます。

対象路線は4路線で、路線番号16、清水甲田線、路線番号29、上庄及び路線番号30、下庄小川線については、国道443号のバイパス整備に伴い、現国道部分を市道路線として認定するものであります。

また、路線番号4408、中島線については、都市計画法の規定による開発行為に伴い、新たに市道路線の認定をするものであります。

いずれの路線も市道認定により、地域住民の公共の福祉を増進できることから、委員会においては慎重審議の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決したところでございます。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（壇 康夫君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第19号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第19号を採決します。

本件に対する委員長報告は原案可決です。議案第19号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第19号 みやま市道路線の認定については委員長報告のとおり原案可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時27分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（壇 康夫君）

それでは、休憩を閉じて再開いたします。

日程第21～第29 議案第28号～議案第36号

○議長（壇 康夫君）

続きまして、日程第21. 議案第28号 平成24年度みやま市一般会計予算から日程第29. 議案第36号 平成24年度みやま市水道事業会計予算までの9件を一括議題とします。

本件については、予算審査特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。河野予算審査特別委員会委員長。

○予算審査特別委員長（河野一昭君）（登壇）

おはようございます。予算審査特別委員会における審査の経過と結果について御報告をいたします。

本予算審査特別委員会に付託されました議案は、議案第28号 平成24年度みやま市一般会計予算から議案第36号 平成24年度みやま市水道事業会計予算までの9件でございます。

審査の方法につきましては、議員全員で構成いたします全体の委員会と各常任委員会で構成いたします分科会を設置し、執行部の出席を求め、慎重に審議をいたしました。

審査の期日は、全体会議が3月2日、5日、21日、22日の4日間で、分科会は3月12日、13日、14日の3日間開催し、全体会議では、みやま市の全会計予算についての審査を行い、分科会では各常任委員会の所管に属する予算について審査を行いました。

平成24年度一般会計の予算規模といたしましては、16,408,000千円となっております。みやま市に住んでよかったと言えるまちづくりを目指し、市長公約を着実に実行する積極型予算とされていること、また平成23年度当初予算が骨格予算としていたことから、前年度と比較しまして10.3%、1,535,000千円の増と大幅な増額となっております。

続いて、特別会計について申し上げます。

国民健康保険事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ5,802,490千円とし、前年度対比250,463千円の増、率にして4.5%の増となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ593,858千円とし、前年度対比で19,960千円の増、率にして3.5%の増となっております。

次に、介護保険事業特別会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ4,357,617千円とし、介護保険事業勘定に4,335,476千円、介護サービス事業勘定に22,141千円が計上されております。予算総額の前年度対比で276,114千円の増、率にして6.8%の増となっております。

次に、公共下水道事業特別会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ398,533千円とし、前年度対比72,645千円の減、率にしてマイナス15.4%の大幅な減となっております。

主な原因といたしまして、下水道建設事業の大幅な減額によるものでございます。

次に、農業集落排水事業特別会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ48,520千円とし、前年度対比で3,393千円の増、率にして7.5%の増となっております。

次に、生活排水処理事業特別会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ392,257千円とし、前年度対比9,348千円の減、率にしてマイナス2.3%となっております。

次に、用地特別会計予算につきましては、前年と同様に歳入歳出それぞれ3千円が計上されております。

続いて、水道事業会計予算について申し上げます。

まず、収益的収入及び支出について申し上げます。

収入の事業収益を516,123千円と見込み、支出の事業費を492,401千円と見込んでおります。

次に、資本的収入及び支出については、収入を129,346千円、支出を311,640千円と見込んでおり、収支不足額の182,294千円につきましては、損益勘定留保資金や減債積立金等で補てんするものでございます。

以上が平成24年度予算の概要でございます。

本年度予算は、みやま市に住んだよかったと言えるまちを目指し、市長公約の着実な実行を推進するとともに、第一次総合計画の将来像、人・水・緑が光り輝き夢ふくらむまちの実現に向けた施策に積極的に投資していく予算編成となっております。

厳しい財政状況の中で、積極的な投資を実現し、持続可能な財政状況を維持するために、引き続き行政改革を推進し、必要な財源を捻出するとともに、財政規律を維持することが求められております。

それでは、審査の中で出されました指摘事項等について申し上げます。

まず、一般会計について申し上げます。

1、各種市有財産の使用料単価については、適宜・適切な見直しを行い、財源確保に努めること。

2、職員人件費については、初任給基準や技能労務職給料の適正化を図るため、行政改革の中で検討を行うとともに、職員が市職員としての立場を理解し、地域における活動や催しへの積極的参加などにより、地域コミュニティ形成に努めるよう引き続き指導を行うこと。

3、施設管理に伴う電気保安事業及び清掃業務の委託については、施設ごとではなく、市全体で一元化による契約を検討すること。

4、高田支所移転については、住民の意向を十分考慮した上で進めること。

5、南瀬高駅ふれあいステーション事業については、業務内容を精査し、JRとの役割分担の協議を進め、適正な予算執行に努めること。

6、光ファイバー網整備後は、行政推進に最大限活用するとともに、市民の利用推進に努めること。

7、いきいき健康・福祉まつり実施に当たっては、市全域へ周知を強化されたい。

8、男女共同参画の推進に当たっては、女性登用に関し、他団体組織にも働きかけを強化し、早期の目標達成を望む。

- 9、福祉バス運営に当たっては、利用者の利便性強化に努め、さらに運用改善を求める。
- 10、乳幼児医療費については、負担軽減対象者のさらなる拡大を検討されたい。
- 11、市民の健康保持のため、健康づくり計画評価結果などの有効活用を望む。
- 12、女性農業者支援については、加工品開発等に対する支援のさらなる強化を図られたい。
- 13、有害鳥獣駆除対策について、依然として、農作物の被害が深刻な状況であるので、被害防止対策のさらなる強化を図られたい。
- 14、下楠田の工業団地等の活用可能な市有地については、定住促進の観点から、住宅地としての活用を検討されたい。
- 15、筑後七国商工観光推進協議会において、観光ルート開発を含めたさらなる観光客誘致の取り組みを進められたい。
- 16、商工業の活性化対策を強化されたい。
- 17、道路新設改良工事については、住民の利便性向上のために主要な指導及び集落内生活道路の整備を促進されたい。
- 18、統合小学校建設については、地域住民の十分な理解を得た上で進めること。
- 19、給食費の未納対策については、実態把握を行い、未納家庭の児童・生徒がいじめや偏見につながらないように十分な配慮を行い、取り組むこと。
- 20、公民館支館長及び主事の報酬については、業務の実情を考慮し、適正な報酬となるように検討されたい。

次に、特別会計について申し上げます。

まず、国民健康保険事業特別会計について申し上げます。

- 1、医療費縮減のため、ジェネリック医薬品利用の啓発を強化されたい。
- 2、被保険者の健康保持のため、特定健診の受診率向上にさらなる取り組みを図られたい。

次に、介護保険事業特別会計について申し上げます。

- 1、保険料増額はやむを得ないが、認知症予防、介護予防事業にさらなる取り組みを図るなど、有効なサービスに努められたい。

以上、各会計についての指摘事項について申し上げましたが、これからの行政施策に反映されること及び予算の適切な執行を要請し、議案第28号から議案第36号までの9議案については原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、議案第28号につきましては、学校再編計画に基づく統合小学校の建設に関しては、

地域住民の十分な理解を得た上で進めていくことが必要であり、附帯決議を付すべきであると決定いたしました。

以上、予算審査特別委員会の報告を終わります。

○議長（壇 康夫君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論及び採決は議案ごとに分けて行います。

まず、議案第28号について討論を行います。

議案第28号の討論については、ただいまのところ通告があっていませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第28号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第28号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第28号 平成24年度みやま市一般会計予算は委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、ただいま議決いたしました議案に対する附帯決議についてお諮りいたします。

附帯決議案について、事務局より朗読させます。柁嶋議会事務局長。

○議会事務局長（柁嶋修一君）

〔朗読省略〕

○議長（壇 康夫君）

ただいまの附帯決議案のとおり、附帯決議を付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第28号 平成24年度みやま市一般会計予算に対する附帯決議を付すことに決しました。

次に、議案第29号について討論を行います。

議案第29号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第29号を採決します。

本件に対する委員長報告は原案可決です。議案第29号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第29号 平成24年度みやま市国民健康保険事業特別会計予算は委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第30号について討論を行います。

議案第30号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第30号を採決します。

本件に対する委員長報告は原案可決です。議案第30号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

御異議なしと認めます。よって、議案第30号 平成24年度みやま市後期高齢者医療特別会計予算は委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第31号について討論を行います。

議案第31号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第31号を採決します。

本件に対する委員長報告は原案可決です。議案第31号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第31号 平成24年度みやま市介護保険事業特別会計予算は委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第32号について討論を行います。

議案第32号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第32号を採決します。

本件に対する委員長報告は原案可決です。議案第32号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第32号 平成24年度みやま市公共下水道事業特別会計予算は委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第33号について討論を行います。

議案第33号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第33号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第33号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第33号 平成24年度みやま市農業集落排水事業特別会計予算は委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第34号について討論を行います。

議案第34号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第34号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第34号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第34号 平成24年度みやま市生活排水処理事業特別会計予算は委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第35号について討論を行います。

議案第35号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第35号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第35号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第35号 平成24年度みやま市用地特別会計予算は委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第36号について討論を行います。

議案第36号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第36号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第36号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第36号 平成24年度みやま市水道事業会計予算は委員長報告のとおり原案可決されました。

お諮りします。発議第1号 みやま市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題としたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、発議第1号 みやま市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1 発議第1号

○議長（壇 康夫君）

追加日程第1．発議第1号 みやま市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

事務局長より朗読いたします。椛嶋議会事務局長。

○議会事務局長（椛嶋修一君）

〔朗読省略〕

○議長（壇 康夫君）

ここで提出議員の説明を求めます。16番宮本五市君。

○16番（宮本五市君）（登壇）

発議第1号 みやま市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、執行部による組織機構の見直しが行われることに伴い、所管に属する部署の名称等を改正するものであります。

議会運営委員会において、調査検討の結果、委員会条例の一部を改正する条例案の成案を見ましたので、議案を提出するものであります。皆様方の御理解と賛同を承りますようお願い申し上げます。

以上、みやま市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明は終わります。

○議長（壇 康夫君）

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

発議第1号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

発議第1号を採決します。

お諮りします。発議第1号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、発議第1号 みやま市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

お諮りします。発議第2号 東日本大震災での災害廃棄物の受け入れに関する努力を求める決議を日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題としたいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、発議第2号 東日本大震災での災害廃棄物の受け入れに関する努力を求める決議を日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第2 発議第2号

○議長（壇 康夫君）

追加日程第2. 発議第2号 東日本大震災での災害廃棄物の受け入れに関する努力を求める決議を議題とします。

事務局長より朗読いたします。柁嶋議会事務局長。

○議会事務局長（柁嶋修一君）

〔朗読省略〕

○議長（壇 康夫君）

ここで提出議員の説明を求めます。15番井手敏夫君。

○15番（井手敏夫君）（登壇）

説明を行います。

東日本大震災での災害廃棄物の受け入れに関する努力を求める決議ということで出させていただきましたけど、今、事務局長より読んでいただきましたとおりであります。

災害廃棄物の受け入れに関する努力をしていただくように要請するものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（壇 康夫君）

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

発議第2号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第2号を採決します。

お諮りします。発議第2号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、発議第2号 東日本大震災での災害廃棄物の受け入れに関する努力を求める決議は原案のとおり可決されました。

日程第30 陳情第1号

○議長（壇 康夫君）

日程第30. 陳情第1号 日本一ノーマライゼーション活動拠点確保に関する陳情書を議題とします。

本件については、厚生常任委員会で取り扱いについて協議をお願いしておりましたので、委員長の報告を求めます。坂口厚生常任委員会委員長。

○厚生常任委員長（坂口孝文君）（登壇）

陳情第1号 日本一ノーマライゼーション活動拠点確保に関する陳情書の取り扱いについて、厚生常任委員会における協議の経過と結果について御報告いたします。

当委員会は、3月14日に松尾市民生活部長、坂口福祉事務所長及び関係係長の出席、委員全員出席のもと、委員会を開催いたしました。

本陳情は、障害を持つ方が健常者とともに生きる共生のまちづくりの実現のためのバリア

フリー化をした交流の場所拠点の設営を求めるものであります。障害を持つ方と健常者との共生のまちづくりは、みやま市民にとって重要な目標であり、その実現への取り組みは必要不可欠なものであります。

委員会では、慎重審議の結果、本会議で審議すべきものと決定いたしました。

以上、厚生常任委員会における協議の経過と結果の報告を終わります。

○議長（壇 康夫君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

陳情第1号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより陳情第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

陳情第1号は採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（壇 康夫君）

起立多数です。よって、陳情第1号 日本一ノーマライゼーション活動拠点確保に関する陳情書は採択することに決定いたしました。

日程第31 田中信之君に対する懲罰の件

○議長（壇 康夫君）

日程第31. 田中信之君に対する懲罰の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、田中信之君の退場を求めます。

〔田中信之議員退場〕

○議長（壇 康夫君）

本件についての委員長の報告を求めます。宮本懲罰特別委員会委員長。

○懲罰特別委員長（宮本五市君）（登壇）

それでは、懲罰特別委員会委員長報告をいたします。

田中信之議員の懲罰処分について、懲罰特別委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月8日及び3月15日に委員会室において委員会を開催いたしました。

本件は、3月5日の予算審査特別委員会において、2番野田力君の発言中に1番田中信之君が人格を傷つける言動を行ったことに対して、2番野田力君から処分要求が提出され、当委員会に懲戒処分の審議を付託されたものでございます。

当委員会では、慎重審議の結果、1番田中信之君の言動は、議会人としての見識と良識に欠けた行為で、議会の品位を汚すものであり、懲戒処分を科すべきものと認め、地方自治法第135条第1項第2号の規定により、公開の議場における陳謝処分とすることが適当であると全会一致で決しました。

以上、懲罰特別委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（壇 康夫君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより田中信之君に対する懲罰の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は、委員会規則による陳謝文による田中信之君に陳謝の懲罰を科すことです。本件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（壇 康夫君）

起立多数です。よって、田中信之君に陳謝の懲罰を科すことは可決されました。

ここで田中信之君の入場を求めます。

〔田中信之議員入場〕

○議長（壇 康夫君）

ただいまの議決に基づいて、これより田中信之君に懲罰の宣告を行います。

田中信之君に陳謝の懲罰を科します。

これから田中信之君に陳謝をさせます。田中信之君、陳謝を命じます。

○1番（田中信之君）

それでは、陳謝文を読み上げます。

陳 謝 文

3月5日の予算審査特別委員会における野田力議員の発言中に、私が野田議員に対し、「ばか」「ばかやん」「ばかたれが」などと、個人の人格を傷つけるような発言をしたことにより、侮辱と心痛を与え、名誉を著しく傷つけました。

野田力議員にこの場において心より謝罪を申し上げます。

また、私の発言により、議会の円滑な運営を妨げ、混乱をもたらし、議会の品位を汚したことは、議会人としての見識と良識に欠けた行為でありました。

今後は、二度とこのようなことがないように厳しく自身の言動を戒め、議会の規律・規範を遵守してまいる所存でございます。

ここに誠意を披瀝して、衷心より陳謝いたします。

平成24年3月23日

みやま市議会議員

田 中 信 之

以上です。どうもお世話をかけました。

日程第32 閉会中の継続調査の申出について

○議長（壇 康夫君）

日程第32. 閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

各委員長から、目下委員会において調査中の事件について、会議規則第103条の規定によ

って、お手元にお配りしました申し出のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここで議会報編集特別委員会及び河原内九折谷地内既設産業廃棄物処分場に係る特別委員会につきましては、調査が終了するまで閉会中の継続調査となっておりますが、調査事項は別紙のとおりでございますので、御承知おきください。

お諮りします。本会議中、誤読などによる条項、字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第43条の規定により、議長に委任いただきたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字などの整理、訂正は議長に委任することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成24年第1回みやま市議会定例会を閉会します。

午前11時26分 閉会

上記会議の次第は、椛嶋修一の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

みやま市議会議長 壇 康 夫

みやま市議会議員 坂 田 仁

みやま市議会議員 近 藤 新 一